

情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（第7回）議事録

1 日 時 令和7年2月3日（月）15時00分～15時44分

2 場 所 Web 会議

3 出席者

（1）構成員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、東條 吉純（主査代理）、男澤 江利子、実積 寿也、

関口 博正、長田 三紀、三浦 佳子

（2）事務局

牛山 智弘（郵政行政部長）、折笠 史典（郵便課長）、

横山 椋大（郵便課課長補佐）

4 議 題

（1）論点の検討（郵便料金に係る制度の在り方について）

（2）その他

開 会

○山内主査　それでは定刻になりましたので、第7回郵便料金政策委員会を開催いたします。

本日はウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしてください、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いしたいと思います。

現時点で10名中7名の委員に御出席いただいております。荒牧委員、大橋委員、藤沢委員は本日御欠席でございます。

議事に入る前に、人事の関係についてお知らせいたします。

本年1月6日付で行われました情報通信審議会委員の任命に伴いまして、1月17日付で、資料7-1のとおり、本委員会の構成員が郵政政策部会長から指名されました。皆様におかれましては再任されたことになります。また、郵政政策部会長から指名を受けまして、本委員会の主査については、恐縮ですが私が引き続き務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、郵政政策部会決定に基づきまして、本委員会の主査代理を指名させていただきます。主査代理につきましては引き続き、立教大学法学部国際ビジネス法学科教授でいらっしゃいます東條委員をお願いしたいと思います。東條委員、よろしいでしょうか。

○東條委員　承知いたしました。

○山内主査　それではよろしくお願いいたします。

議 題

(1) 論点の検討（郵便制度に係る制度の在り方について）

○山内主査　それでは議事に入りたいと思います。昨年12月に開催いたしました第6回委員会において事務局から論点の案を提示していただきました。これで議論していただいたところではありますが、本日は事務局から当該論点に関する検討について御説明をお願いしたいと思います。資料7-2になります。それでは御説明をよろしくお願いいたします。

○折笠郵便課長　総務省郵便課の折笠でございます。本日も委員会に御出席賜りまして

ありがとうございます。

それでは私から資料7-2に基づきまして御説明させていただきます。

まず1ページを御覧ください。こちらはこれまでの検討状況と本日議論いただく論点についてです。これまでのヒアリング等を踏まえまして、前回の委員会において、お示した論点案について御議論いただいた内容を踏まえ、取りまとめた論点の項目が「1論点」となります。このうち、本日の委員会におきましては赤枠で囲っております「(1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方」について、具体的には「① 郵便事業における収支相償について」と「② 料金に係る規制等について」御議論いただければと考えております。

2ページをお願いいたします。本日検討する論点の1つ目、「① 郵便事業における収支相償について」です。この項目に関する本日の検討事項といたしましては、郵便事業における収支相償の規定についての見直しの必要性和、見直しの必要があるのであればどのような方向性が考えられ得るかという点となります。

御参考までに、中段には当該論点について第6回委員会でお示した論点案を、下段には郵便事業における収支相償について定めております郵便法第3条の条文を掲載しております。

3ページをお願いいたします。郵便事業における収支相償の見直しの必要性等についてです。1つ目の丸でございますが、郵便法におきまして郵便事業における収支相償の規定が設けられた趣旨についてです。第1回の委員会でも簡単に触れさせていただきましたが、国営及び公社時代におきましては、「なるべく安い料金」とある郵便料金につきまして、収支を度外視したような過度に低廉な郵便料金を設定するものではないことを明確にし、郵便ユニバーサルサービスの安定的な提供を図ることを目的として設けられた規定でございました。また、郵政民営化時におきましては、民営企業として過度に低廉な料金を設定する見込みは低いと思われる一方で、事実上の独占領域である郵便事業の料金について、不当に高額な料金を設定すること、及びその収益によりまして荷物事業等へ内部補助を行い、他事業における公正な競争を阻害することを防止する趣旨で規定が残されたものです。

2つ目の丸に行きまして、1点目の「郵便ユニバーサルサービスの安定的な提供」の観点につきましては、日本郵便は現在も民営企業であり、一般的には民営企業において収支を度外視した「過度に低廉な料金」を設定することは考えにくいと捉えております。

3つ目の丸ですが、2点目のうち、「他事業における公正競争の確保」につきましては、郵便事業における収支の見通しは引き続き厳しい状況でございまして、郵便事業の黒字により荷物事業等への内部補助を行い、他事業における公正競争を阻害することは現時点においては想定されないと考えております。

一方で、不当に高額な郵便料金の設定の防止という点につきましては、郵便物数は減少しているものの、毎年100億通以上も利用されている状況で、郵便事業は今日においても国民生活の向上や社会経済の発展に役割を果たしていることから、利用者保護の観点からも、不当に高額な郵便料金の設定の防止という点は引き続き求められるものと考えております。

4つ目の丸ですが、さらに、現行の郵便法の規定におきましては、郵便事業の収支が赤字の場合、法律上、郵便料金の引上げが求められますが、現在は郵便以外にも多くの通信手段が普及しており、値上げによって物数の減少がより一層大きく拡大し、営業損益にマイナスの影響を与える負のスパイラルに陥る可能性もあると考えられます。

これらを踏まえ、方向性としては、「郵便事業における収支相償」の規定を見直し、赤字の場合も含めて会社全体の経営状況や営業損益に与える影響などを考慮し、料金改定の可否について日本郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討が必要ではないかと考えております。その一方で、「不当に高額な郵便料金の設定の防止」の観点での規制は引き続き必要ではないかとしています。

4ページをお願いいたします。郵便事業以外の事業との関係についてです。1つ目の丸ですが、これまでの議論におきまして、収支相償に関連して、「郵便事業について荷物事業等の郵便事業以外の収益も含めて支えていくことができないか」との御意見も頂戴しました。この点につきましては、先ほども申し上げましたように、郵便事業における収支相償の規定を見直しまして、日本郵便が他事業も含めた会社全体の営業損益等を踏まえ、料金改定の可否を判断できることとすれば可能になるものと考えております。

2つ目の丸ですが、他方で、郵便事業のみならず、例えば荷物事業などの「他事業も含めた収支相償」を規定することにより、強制的に他事業の収益を郵便事業の赤字に補填する制度とすることも考え方としてはあり得るところです。しかしながら、例えば日本郵便におきまして郵便に次ぐ事業の柱である荷物事業については、他の宅配事業者との厳しい競争環境下にあり、下段のグラフのとおり、日本郵便は現在業界内で3番手の状況です。仮にその収益を強制的に郵便事業に補填するような制度とすることになりますと、当該市

場における公正競争の確保が難しくなるのではないかと、また、日本郵便の経営に与える影響の観点から難しいのではないかと考えているところです。

3つ目の丸ですが、郵便法はあくまでも郵便事業について規定する法律でございます。同法で何ら規定していない郵便以外の事業の収支も含めて、料金設定の適正性を審査することは、法律の建付けからも難しいと考えられ、また、行政の審査実務の点からも難しいのではないかと考えております。

こういった点も踏まえ、郵便料金設定に関する規制においては、あくまでも郵便事業と他事業を区分した上で、「郵便事業」の原価及び利潤に基づいて適正性を判断する制度とすべきではないかとしております。

5ページをお願いいたします。本日検討する論点の2つ目「② 料金に係る規制等について」です。この項目に関する本日の検討事項としては、郵便料金の設定に当たり、これまでの御議論の中でもおおむね方向性は一致していたと思われる、より主体的・機動的に対応可能な制度へ見直すことを前提にいたしまして、利用者保護や手続の実行性・透明性の確保、効率化努力の徹底などの観点を踏まえ、規制の方向性について検討を行うこととなります。

御参考までに、下段の部分には第6回委員会でお示した論点案を、6ページには、郵便料金に関する条文ということで郵便法第67条を掲載しております。

7ページをお願いいたします。規制の方向性についてです。1つ目の丸について、現行制度において郵便料金は原則、事前届出制ですが、25グラム以下の定形郵便物につきましては総務省令で料金の上限額を設定することとされております。なお、現在の25グラム以下の定形郵便物の実際の料金につきましては総務省令で定める上限額に張りついており、料金を改定するためには事前に総務省令の改正が必要です。

2つ目の丸ですが、この上限額の設定につきましては郵便法第67条第2項第3号におきまして、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」こととされておりますが、定性的な記載にとどまっており、その具体的な算定の考え方も明確化されていない状況です。そのため、総務省令の改正に当たりましては、総務省において改正の必要性を検討することも含め、一定の時間を要している状況です。

3つ目の丸ですが、この点に関しましては、前回までの御議論も踏まえまして、事業環境の変化を踏まえて郵便料金の見直しが必要な場合に、日本郵便がより主体的・機動的に

対応可能な制度へ見直すことが適当ではないかと考えているところです。

一方で、先ほど申し上げましたように、不当に高額な郵便料金の設定の防止という観点での規制は引き続き必要であると考えておりますことから、上限料金による規制を引き続き維持することとしながらも、その手法をより主体的・機動的な制度へと見直す方向で検討してはいかにかということを記載しております。

その上限料金による規制を維持するところの理由ですが、下段の※2のとおり、例えば、他の仕組みとして届出制や、料金自体の認可制にすることも考えられるところですが、届出制とした場合、行政の関与が希薄となり不当に高額な郵便料金の設定の防止の実効性が担保できない可能性がある一方で、料金の認可制とした場合、現在が上限の範囲内であれば届出で変更可能となっておりますが、この現行制度よりも規制強化になることで、日本郵便の主体性・機動性を高める方向性に一致しないと考えております。

この点、上限料金による規制は、上限の設定により不当に高額な料金の設定を防止可能である一方で、上限の範囲内であれば割引料金も含めて多様な料金設定を簡便に行うことが可能であるということで、利用者の保護と経営の自由度確保や規制コストの緩和といった観点のバランスが取れたものであると捉えております。

8ページをお願いいたします。8ページからが上限料金規制とする場合、どのような方法で上限料金を設定するのかという点に関して考えられる制度についてです。

8ページの1つ目に挙げておりますのがプライスカップ制度です。ここで言うプライスカップ制度は欧州等で導入されている制度をイメージしており、1つ目の矢羽根にあるように、現行制度と同様に行政、つまり総務省が上限料金を設定する制度とした上で、2つ目の矢羽根ですが、その上限は、物価上昇率(CPI)や、生産性向上率(いわゆるX値)などの主に外生的な数値等に基づいて設定し、上限以下であれば自由な料金設定を可能とする制度です。この場合、コストを低減できましたら、その分だけ事業者が多く、利潤を得られるようになるため、事業者の自主的な効率化努力を促すことができる、いわゆる「インセンティブ規制」であり、また、料金改定可能な幅があらかじめ明確になるため、料金改定の予見可能性が高い点などがメリットとして挙げられます。

4つ目の矢羽根ですが、一方で、今後も郵便需要の減少が見込まれる今の局面において、CPIなどの外生的な数値等に基づいて適正な上限設定の合理的な方法確立することは非常に困難であること、また、外生的な数値等の動向によっては、必要以上の値上げが許容されることや、経営状況が苦しいにもかかわらず値下げが求められる可能性もある

ことから、利用者の納得感のある料金設定が難しく、事業者側の主体性も大きくない点が課題です。

この点に関連して、※1ですが、諸外国におきましても、英国では現在C P I に連動するプライスカップ制度を導入しているところ、2027年度以降のアプローチについては見直しの検討が行われている状況です。また、ドイツにおいては、政府において消費者物価指数や生産性向上率などを基に決定した値上げの上限幅を不服として事業者が提訴することも発生しております。

5つ目の矢羽根ですが、これまでの審議において委員から、X値の算定手続が困難であるとの御意見を頂いているところ、そもそもX値をどのように算定するのかという点や、日本郵便で必要なデータを整備することができるのかといった手続の実行性の課題もあるものと認識しています。

※2ですが、日本におけるプライスカップ規制としてはN T T東西のメタル固定電話や公衆電話がありますが、先月示されました情報通信審議会の電気通信事業政策部会における最終答申（案）においては、需要が減少する中で生産性向上見込み率の算定は限界にあるため、制度維持は困難になりつつあるとして、N T T東西のメタル固定電話や公衆電話についてプライスカップ規制による料金規制の対象外とすることが適当とされています。

9ページをお願いいたします。考えられる制度の2つ目として上限認可制度を挙げております。ここで言う上限認可制度は、事業者が料金上限の認可の申請を行い、それを行政が審査して認可を行い、認可された上限の範囲内で事業者は届出によって料金の設定変更が可能な制度です。鉄道の旅客運賃等で導入されている制度をイメージしており、先ほどのプライスカップ制度との違いは、事業者側が経営状況等を踏まえてその発意で主体的に料金改定の手続に着手することができる制度という点です。

3つ目の矢羽根ですが、鉄道の旅客運賃等における上限認可制においては総括原価方式による審査を行っており、郵便料金がこれまで総括原価方式を採用してきたこととも整合的であると思っております。この点、総括原価方式であれば、適正な原価と適正な利潤に基づいて判断するというベースとなる考え方が明確であること、また、実際の原価などを基に算定を行うため、上限料金設定に当たり透明性を確保しやすくなり、利用者にとって納得性のある料金設定につながるということが期待されるというメリットがあります。

なお、具体的な算定の考え方につきましては、今後の委員会でまた別の論点として検討

していくこととなりますが、鉄道事業の場合は、物価や人件費の伸び率も含めて、複数年の原価の見通しを基に審査を行う制度となっており、今後こういった点も参考に具体的な考え方を検討していければと思っております。

4つ目の矢羽根ですが、一方で、プライスカップ制度と比較いたしますと、原価を反映した料金設定が可能になることで、効率化努力のインセンティブが働きにくいデメリットがあります。この点は既にこれまでの委員会でも御意見を頂戴しているところですが、原価算定等の考え方を明確にした上で、一定の効率化を促す仕組みを組み込み、不必要な値上げを抑制することが必要になると考えられます。

10ページをお願いいたします。今申し上げましたプライスカップ、それから上限認可の制度の概要を比較した表です。末尾の矢印のところにありますとおり、両制度を比較しますと、利用者保護や手続の実行性確保などの観点から、上限認可制度のほうがより望ましいように考えているところですが、この点について御議論を頂けましたら幸いです。また、そのほかに考慮すべき点はないかといった点につきましても御意見等を頂けましたら幸いです。

11ページをお願いいたします。11ページは本委員会の今後想定しております検討のスケジュール（案）です。本日の第7回委員会に引き続きまして、今月21日に予定している第8回委員会においては、郵便料金に係る制度の在り方について御検討いただく予定です。また、現在日程を調整させていただいております3月以降の委員会では、もし残りの検討事項があれば、料金制度に関する論点について引き続き御議論いただきつつ、透明性・適正性のある郵便料金算定の在り方や一般信書便役務に関する料金規制について御議論いただくことを予定しており、これらの一連の論点について御議論いただいた後に、報告書の骨子案について御議論いただく予定です。その後、春頃の委員会において報告書をお取りまとめいただき、郵政政策部会へ御報告し、同部会で答申案を取りまとめ、パブリックコメントの手続を経て、本年夏頃を目途に答申を頂くスケジュールを考えております。

事務局の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただいた内容について質疑を始めたいと思います。質問あるいは御意見がありましたら、チャット機能あるいは挙手でお知らせいただければと思います。今回は幾つかある論点のうち、収支相償についての考え方と、料金関係の規制について御説明、御提案いただきました。

実積委員、どうぞ御発言ください。

○実積委員　実積です。丁寧な御説明をありがとうございます。2点ほど意見があります。

まず1つ目、プライスカップ制は最終的には結論としては採用されないというご提案ですが、今回のケースでは適用が難しい追加的な理由をコメントさせていただきます。

プライスカップ制は、山内主査はよく御存じのことと思いますが、イギリスの電話料金で最初に採用された制度です。本制度の想定は、プライスカップを導入する当初の時点の経営がある程度うまくいっていること、それに加えて、独占事業者として経営に若干の slack が含まれていることを前提にしている制度だと理解しております。

その意味で考えると、今回の日本の郵便サービスのよう、そもそも現状が赤字基調である状況にプライスカップを導入してしまうと今後未来永劫にわたって赤字を計上し続けさせるような制度になりかねないため、プライスカップの採用は難しいと思います。それを改善するためにX値で調整することも考えられますが、その場合、X値は通常のマイナスではなくてプラスにして、ある程度日本郵便の経営がうまくいくようなところまで見込んで設定することが求められ、かなり複雑な制度設計になります。プライスカップ制度を今回採用しないことに関しては、賛成です。

2点目ですが、上限料金についてです。上限料金の設定について、現状、原価及び適正な利潤と書かれていますが、ここは少し慎重に考えていただきたいと思います。昨年、日本郵便が料金改正したときの料金水準は、2025年度の事業収支はプラスですが、その翌年度はマイナスに転じるという、かなりかつかつの水準を狙ったものでした。この水準では、長期的な投資のための原資が確保できないことが懸念されます。

今回決める郵便料金の制度設計は、ある程度長期的に日本郵便の経営が安定化して適切にサービスを提供できることを目指して、長期的な観点、つまり長期にわたって大きな赤字がない、プラス、必要な設備投資が得られるような観点から、安定的な制度設計をしなければいけないと考えられます。そうすると、原価の算定において今後物価の伸びや人件費の高騰を反映させてあげる必要があり、制度導入段階における上限認可の水準に関して、適正原価プラス適正利潤というよりも少し余裕を持ってあげないと、日本郵便は今と同じかつかつのところで商売をしなければいけなくなり、長期的な経営の安定が図れません。その点は上限認可制度にしても、適正原価と適正利潤を積み重ねるものにプラスアルファの何らかの余裕を持たせて、ある程度日本郵便に料金のバリエーションをつけることができる余地を認めてあげる制度にすべきだと思います。2点目は意見にな

ります。

以上になります。

○山内主査 どうもありがとうございました。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。1点目、プライスカップ制度につきまして、制度の趣旨について御教示いただきましてありがとうございます。

また、2点目につきまして、昨年10月の値上げの際には明確に算定の考え方が決まっていなかったこともあり、物価の状況や消費支出の動向なども踏まえまして、必要最低限の値上げということで、先生がおっしゃったように、単年度黒字になる幅での値上げを行ったところでございます。

今後、本委員会において算定基準等の方向性を御議論いただくところでございますが、その際には先生におっしゃっていただいた物価や人件費の伸びも勘案できるような制度にすることも検討してまいりたいと思いますし、また、鉄道におきましても、例えば3年間なり一定の期間における収支を見て、長期とまで言えるか分らないですが、一定期間の幅を持って検討する制度になっていると承知しており、かつ、その中に賃金や物価の伸びなども入れられるような制度になっておりますので、そういった点も参考にしながら、これからの委員会などにおいて具体的な算定の考え方について検討していければと思います。

○実積委員 ありがとうございました。よろしくお願いします。

○山内主査 ありがとうございました。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。
男澤委員、どうぞ御発言ください。

○男澤委員 ありがとうございます。まず、論点をお取りまとめいただきましてありがとうございます。

私といたしましては、今回御提示いただきました、より主体的・機動的に対応可能な制度への見直し、そして制度の方向性として上限認可制度を目指すという事務局の提案に賛成いたします。その上で、今後の検討において少し留意が必要ではないかと感じた点について2点発言させていただきます。

まず1点目でございます。郵便事業における収支相償を見直して、より柔軟な経営判断をできるようにということに関しては、おっしゃるとおりであり、賛成でございます。その検討の過程においては、他事業の収支等をどう考えるか等に関しても御説明いただいたところでございます。4ページ目に、郵便事業の原価及び利潤に基づいてその適正性を

判断することに関しては整理いただいております、この点は問題ないものと理解しておりますが、一方で、郵便事業の原価が何かということを求めるに当たっては、やはり幾つかの仮定を置いて、会計でいえば配賦等を行った上で原価が算定されてくると理解しております。

この原価の算定過程におきましては、出てくる数値も当然ながら大きく影響を受けます。途中、鉄道事業等のお話もございました。鉄道事業等でもいわゆる鉄道輸送のみにかかわらず不動産事業などいろいろな事業を展開しているところで、同じような配賦等の議論は出てくるのかと思いますが、特に郵便と荷物といったときには、共通して利用する資源等がより重なる部分が多いようにも思いますので、この辺りの配賦等をどう適切に設定していくかということに関しては今後慎重な検討が必要なのではないかと感じた次第です。

それから2点目でございます。こちら上限認可制度を基本的に考えていくことに関しては賛成でございます。10ページ目にメリット・デメリットという形で分かりやすくまとめていただいておりますが、このデメリットのところ、つまり、効率化努力のインセンティブが働きにくい点に関しては、既に日本郵便において、不断の経営努力を実施していただいていることは承知しておりますが、その上で、制度としてどう考えていくかという点で考えますと、こちら途中、鉄道のお話等がございましたが、鉄道事業等で行っているヤードスティックができるかという点、郵便事業のオンリーワンの特殊性等を考えたときには、そういった仕組みもなかなかないのかなと理解しているところです。どのような形でこのインセンティブを組み込んでいけばいいのか、この辺りも今後慎重に検討する必要があると改めて感じた次第です。

私からは以上です。

○山内主査 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。1点目におっしゃっていただきましたように、郵便と荷物で共通する部分が多いところにつきましてはこれまでの日本郵便から頂いたプレゼンの中でも説明があったところがございますので、この配賦の在り方をどうするかという点につきましては、現状の取扱いも確認しながら適切に検討していければと思っております。

また、2点目の、効率化努力が働きにくい点、インセンティブ規制をどのように組み込んでいくのかというところにつきましても、鉄道とは異なりまして、同業他社が郵便に

については存在していないということで、ヤードスティックの適用は難しいと思っているところですが、適切な原価を算定していく上で効率化努力を組み込んでいくのは必要になるかと思いますので、今後の委員会などの議論の中でその算定の在り方を考える際にもしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査　それでは三浦委員、どうぞ御発言ください。

○三浦委員　御説明ありがとうございました。今それぞれ委員の皆さんがおっしゃったとおり、私も基本的にはここに書かれているとおりで賛成というか、仕方がないことだとは思っています。

ただ、一つお願いですが、今後もおそらく、また料金の改定の話が出ると思います。利用事業者からの御意見にもありましたとおり、料金を値上げするときは一気に上げるのではなく、都度、都度、御説明の上、改定していただければと思います。今回のように改定率が高いとそれぞれの業界でも様々な、弊害とまでは言わないまでも、事業展開における影響もありましたので、できるだけ段階的かつ小幅な値上げのほうが消費者にとってもありがたいので、お願いしたいと申し添えておきます。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長　ありがとうございます。今、先生におっしゃっていただきましたように、これまでのヒアリングにおきましても、一気に一度に上げるのではなくて、より段階的に細かく値上げしたほうが利用者としてはやりやすいことも御意見としても頂いているところですので。今回、主体性・機動性を高めるという趣旨もそういったことが可能になるようにというものであり、具体的な制度の在り方等についてはこれからの議論の部分はございますが、より主体性・機動性を上げていくことと、その際にしっかりとこういう考え方に基づいて上げていくという説明も可能になるような制度にしていければと思います。

ありがとうございます。

○三浦委員　ありがとうございます。都度、都度、きちんと御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山内主査　ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいますか。

東條委員、どうぞ。

○東條主査代理　御説明をどうもありがとうございました。私も事務局に取りまとめて

いただいた方向性に賛成です。

男澤委員からコメントがあった点、費用の適正な配賦の点は、事務局の回答を伺って現時点では納得いたしました。現行の取扱いを、必要に応じて、どのように見直して適正な原価配賦の在り方を決めるかということは、非常に重要な論点だと思っており、次回以降の算定基準についての議論で具体化していくのだろうと理解しております。

2点目ですが、実績委員から、将来的な投資やアクションの余地を認めるような上限を設定すべきだという御意見がありました。これが物価の上昇率や人件費の見通し等の合理的に説明がつく範囲で盛り込むものであれば、私も賛成いたしますが、それを超えて総括原価では説明がつかないような閾値に上限を設定すべきだという御意見であるとすると、やや慎重に考えたほうがよろしいのではないかとというのが私の意見です。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございます。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。1点目の原価配賦の在り方などにつきまして、先生におっしゃっていただきましたように、今後、算定基準等の在り方について御議論いただきますので、そちらで検討していくことになるかと思えます。原価配賦の在り方は非常に重要な点だと思っておりますので、しっかり議論していければと思っております。

また、2点目の将来的な投資余地のところですが、物価や人件費の伸び率も勘案していく必要がありますし、設備投資等が必要なものにつきましては、合理的な説明がつく範囲であることを前提としますが、そういった範囲の中で適正な原価プラス適正な利潤の中でうまく組み込んでいく方法が考えられないかということを今後検討していくことになるかと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査 関口委員、どうぞ。

○関口委員 関口でございます。

大分議論は煮詰まってきたように感じていますが、一点、適正原価プラス適正利潤のこの原価概念については、原価計算の中でも様々な概念を取り得る幅があると私は理解しております。一番スタンダードなのは実績原価、実際原価と言っていますが、そのほかにも予測原価や将来原価のような、事業計画あるいは物価の動向等を反映した原価概念も取り得るので、そのような将来予測を一部反映したような原価概念を取ると、これま

での議論の内容について説明がつく料金算定ルールになると私は思っております。

例えば光ファイバーの世界は将来原価方式を採用しており、光ファイバーの場合には料金を下げる方向での将来原価になるわけですが、運用面でいうと郵便の場合にはむしろ原価を高めを設定する必要が出てきて、使い方は違う気がしますが、そのような実績もありますので参考になると思います。

それから、実績委員がおまとめくださったプライスキップの考え方についてはおっしゃるとおりだと思っています。ただし、機動的な料金設定を進めていくためには、何らかの上限値を設けて、その上限値以下であれば経営者側の判断にある程度委ねていくような、ある意味での上限値を設定する工夫は行わなければいけないと思っています、それがどのような根拠に基づくのかということについては今後の議論に委ねることになるだろうと思っています。

以上でございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。事務局から何かありますか。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。原価の部分につきましておっしゃるとおりでございます、鉄道の場合におきましても、実績を基にしながら、予測原価も取り入れている制度になっていると承知しているところですので、その考え方も参考にしながらこれから検討してまいりたいと思いますし、将来の物価の上昇を入れることによりまして、合理的に説明がつく範囲で適切な上限の設定ができてくる部分もあると思っております。御指摘も踏まえまして今後しっかり議論してまいればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山内主査 どうもありがとうございます。それでは長田委員、どうぞ。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。

考え方としては、皆様がおっしゃったとおり今回の御提案の方向になっていくのだと思います。

ただし、原価をきちんと計算して、その上で機動的に日本郵便が判断されて進んだ結果、郵便料金がどんどん上がっていく状況になった場合、上がったコストにも対応できるような事業者であれば、いろいろな考え方の中で、何を選ぶかも合理的に考えていると思いますが、一般の消費者の郵便の利用がしにくくなるのであれば、とても残念だと思いますので、日本郵便において様々な工夫をしていただくこともすごく大切だと思います。責任をきちんと負いながら、郵便を守っていついていただきたいという正直なお願いです。

○山内主査　　ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○折笠郵便課長　　ありがとうございます。料金制度につきましては、まさに現在検討しているところですが、それに加えて総務省としても、日本郵便に対して、これまでもコスト削減などによる業務効率化の推進や、利便性・付加価値の高いサービスの提供など、収益力を強化するための取組について要請しているところでございます。今回の料金制度の検討と関連する部分も、関連しない部分もございますが、引き続き一般の方も郵便を快く使っていただけるような取組は、総務省としてもお願いしていければと思っております。ありがとうございます。

○山内主査　　ありがとうございました。これでご出席いただいた委員の皆様はひととおり御発言いただいたかと思えます。今回事務局から御提示いただいた内容、方向性については皆さん、大筋で合意いただいたのではないかと思います。注意すべき点、あるいはこれから深めるべき点、あるいは消費者の立場からの御指摘をいただきました。これらは、これからの論点に関わってくることで、事務局で受け取っていただいて、さらにブラッシュアップしていただく必要があると思えます。

(2) その他

○山内主査　　議事は終了ですが、今後のスケジュールについて事務局から御説明いただければと思います。

○折笠郵便課長　　ありがとうございます。次回の会合ですが、2月21日金曜日、16時から開催を予定しております。詳細につきましては改めて御案内させていただきます。よろしく願いいたします。

○山内主査　　次回の会合は2月21日です。

閉　　会

○山内主査　　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。御協力いただきましてどうもありがとうございました。

(以上)